

申告に必要なもの

- 必要書類
- 本人確認書類
- マイナンバーが分かるもの
- 利用者識別番号(お持ちでない場合は、「利用者識別番号の事前取得」の項目をご覧ください。)

**還付を受ける人** 本人名義の還付先口座(金融機関名、口座種別・番号)が分かるもの

対象項目(該当者のみ)	必要書類・持参物
給与・年金所得	源泉徴収票(原本)
事業所得(営業・農業) 不動産所得	領収書と収支内訳書 (作成して提出)
一時所得・雑所得	収入・経費の分かる書類
社会保険料控除	国民健康保険税・国民年金控除証明書など
医療費控除	医療費控除の明細書 (領収書の添付や提示は不要)
生命保険料・地震保険料控除	支払保険料の証明書 (旧長期損害保険料の証明書を含む)
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳など
住宅借入金等特別控除	借入金の年末残高証明書など

市役所以外での申告方法

◆宇土税務署での申告◆

期間 2月17日(月)～3月17日(月) 9時～16時

※所得税の還付申告のみ、1月から申告可能

※住民税の申告会場は市役所のみ。

※予約が必要な場合がありますので、事前に確認をしてください。

☎宇土税務署 ☎22-0410

◆e-Taxでの申告◆

インターネットで申告手続きができます。詳しくは「e-Tax」で検索するか、お問い合わせください。

☎e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901※ナビダイヤル



確定申告電話相談センター開設  
所得税・消費税・贈与税の確定申告に関する相談を電話で受け付けます。  
日程 1月14日(火)～3月17日(月)  
相談電話番号 ☎0570005901※ナビダイヤル  
※音声ガイダンスに従い番号を選択

◆「利用者識別番号」の事前取得  
令和6年分の確定申告はe-Taxで、税務署へ申告書を提出するため、各自の「利用者識別番号」を取得する必要があります。確定申告をスムーズに行うため、事前取得をお願いします。市で代理取得も行っています。  
番号の取得方法は  
こちら

◆「公的年金収入がある人の確定申告」  
公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税・復興特別所得税の確定申告をする必要はありませんが、還付を受ける場合は確定申告が必要です。  
住民税申告が必要な場合もあります。詳しくはお尋ねください。  
☎税務課 ☎(32)1402

申告日程・会場

待ち時間短縮のため、できるだけ指定の日程・会場での申告にご協力をお願いします。

申告会場は混雑が予想されますので、入場者数を制限します。

※混雑状況により当日中の対応が困難と判断した場合、予定より早く受付を終了します。

月日	地区	会場	
2月	17(月)	松橋 市役所 新館	
	18(火)		
	19(水)	豊野 豊野支所	
	20(木)	豊福 市役所 新館	
	21(金) 午前中のみ		
	25(火)		
	26(水)	海東・小野部田 小川防災拠点センター	
	27(木)		
28(金)	当尾 市役所 新館		
3月	3(月) 午前中のみ	当尾 市役所 新館	
	4(火)	大岳・三角 三角防災拠点センター	
	5(水)		
	6(木)	松合 松合地区市民館	
	7(金)	申告受け付けはありません	
	10(月)	豊川 市役所 新館	
	11(火)		
	12(水)		
13(木)			
14(金)	市内全域		
17(月)			

※市での申告受付ができない日時がありますので、よく確認のうえ会場ください。

インターネット予約

当日受け付けもできますが、インターネットでの事前予約もできるようになりました。



スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、どこでも申告できます。ぜひ利用してください。

スマホ申告詳しくはこちら



# 確定申告

2月17日(月) ▶ 3月17日(月)

※3月7日(金)は、市の申告会場はありません。

# 住民税申告



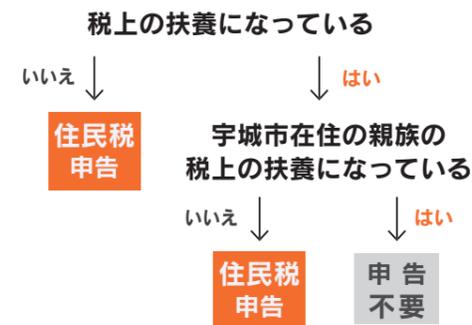
受付時間 9時～11時、13時～16時(2月21日(金)、3月3日(月)は午前中のみ) 税務課 ☎32-1402

## 申告フローチャート

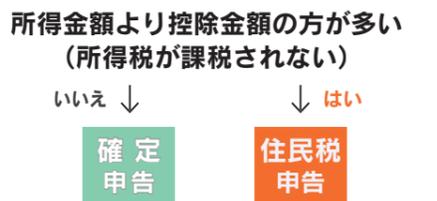
令和7年1月1日現在、宇城市に住所がある人は、このフローチャートで「申告が必要かどうか」「何の申告が必要か」が判断できます。令和6年中にあなたの収入を種類別に確認してください。

- ★所得税の還付を受けるためには、確定申告が必要です。
- ★フローチャートに沿わない場合もあります。ご不明な場合はお尋ねください。
- ★令和7年1月1日現在、住所を置いている市町村にお尋ねください。
- ★譲渡所得(土地・株式など)、肉用牛売却所得の免税特例、住宅取得控除(初回)、雑損控除、消費税、贈与税の確定申告は税務署で行ってください。

収入なし または 非課税収入のみの人



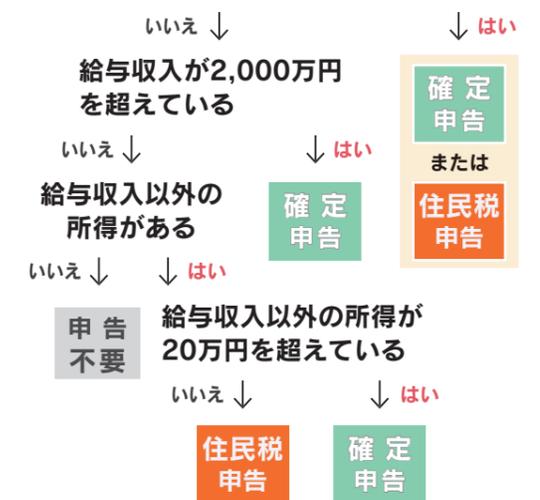
給与・年金収入以外の所得の人



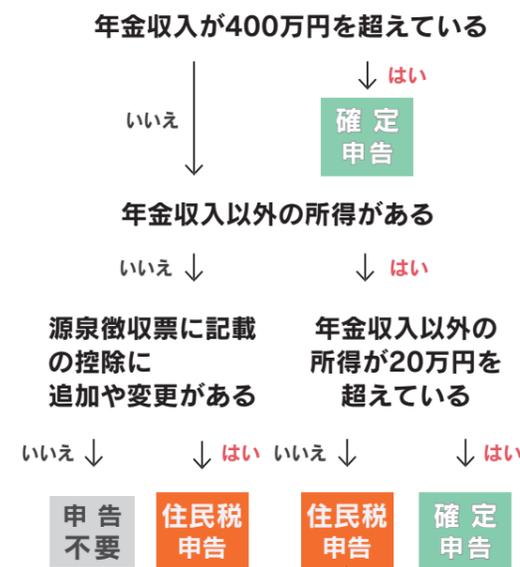
主に 給与収入の人

次の項目に1つでも当てはまる

- ・年末調整の内容に変更がある
- ・医療費控除などを受ける
- ・2カ所以上から給与を受けた
- ・年末調整が済んでいない(給与収入が93万円以下も含む)



主に 年金収入の人



P17「公的年金収入がある人の確定申告」をご覧ください